



熊本県公報

第13215号
令和5年(2023年)
3月24日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	3
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	5
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	7
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	8
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	10
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止	(障がい者支援課)	11
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	11
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	12
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課)	13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	13
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	14
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(〃)	15
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	15
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の更新	(障がい者支援課)	16
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(〃)	16
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	16
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	17
○救急医療機関の認定	(医療政策課)	18
○熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款	(監理課)	18
○熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款	(〃)	19
○熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款	(〃)	19
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	(社会福祉課)	23
○生活保護法等に基づく指定医療機関の変更	(〃)	24
○生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定	(〃)	24
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止	(障がい者支援課)	24
○道路の供用開始	(道路保全課)	25
○道路の供用開始	(〃)	25
○特定水産資源「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の知事管理漁獲可能量の変更	(水産振興課)	25
○道路の供用開始	(道路保全課)	26
○道路の供用開始	(〃)	26
○道路の供用開始	(〃)	26
○道路の供用開始	(〃)	27
○道路の供用開始	(〃)	27
○道路の供用開始	(〃)	27
○道路の区域変更	(〃)	27
○道路の区域変更	(〃)	28
○道路の区域変更	(〃)	28
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	29
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	29
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	29
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	29
○指定居宅サービス事業者の廃止	(〃)	29
○指定介護予防サービス事業者の廃止	(〃)	31
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課)	31
○単価契約PPC用紙等に係る一般競争入札の落札結果	(管理調達課)	32
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	33
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	33
○都市計画事業の認可	(都市計画課)	33

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 33
- 地籍調査成果の認証…………… (技術管理課) 34
- 令和5年度(2023年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託に係る一般競争入札落札者等の決定…………… (システム改革課) 34
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 34
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 37
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 37
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 37
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 38
- 大津都市計画下水道の変更(大津町決定)…………… (都市計画課) 38
- 登 載 依 頼**
- 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則…………… (文化課) 38
- 松島道路の料金に係る障害者割引の変更…………… (熊本県道路公社) 40
- 直接請求の連署基準数…………… (選挙管理委員会) 41
- 直接請求の連署基準数…………… (") 41
- 令和4年5月29日執行熊本県議会議員熊本市第一選挙区補欠選挙における選挙運動に関する収支報告書の公表…………… (") 42
- 熊本県労働委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規程…………… (労働委員会) 46
- 熊本県労働委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則…………… (") 86
- 熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令…………… (") 86
- 指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則…………… (義務教育課) 86
- 個人演説会等の施設の指定…………… (選挙管理委員会) 86
- 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程…………… (企業局工務課) 87
- 熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則…………… (教育政策課) 92
- 熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則…………… (") 93
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報の告示の廃止…………… (") 133

告 示

熊本県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古城F	湯前町古城	別図1のとおり	土石流
下猪鹿倉3	湯前町中猪	別図2のとおり	土石流
中猪鹿倉4	湯前町中猪	別図3のとおり	土石流
野中田1	湯前町中猪、湯前町野中田	別図4のとおり	土石流
野中田3	湯前町野中田	別図5のとおり	土石流
野中田7	湯前町中猪、湯前町上猪	別図6のとおり	土石流

(別図1から別図6までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南

広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。))

熊本県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
馬返6	湯前町浜川	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
古城I	湯前町古城	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
古城J	湯前町古城	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
牧良F	湯前町浅鹿野	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
牧良G	湯前町浅鹿野	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
浅鹿野D	湯前町浅鹿野	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
浅鹿野E	湯前町浅鹿野	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
浅鹿野G	湯前町浅鹿野	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり
上猪2	湯前町中猪	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
上猪3	湯前町中猪	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
浅鹿野H	湯前町浅鹿野、 湯前町中猪	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
折戸5	湯前町上猪	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
折戸6	湯前町上猪	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
野中田2	湯前町野中田	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
野中田6	湯前町中猪	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
野中田8	湯前町中猪、 湯前町上猪	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
田上1	湯前町田上、 湯前町馬場	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
田上2	湯前町田上、 湯前町馬場	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
折戸8	湯前町上猪	別図19のとおり	土石流	別図19のとおり
養谷F	湯前町上猪	別図20のとおり	土石流	別図20のとおり
養谷G	湯前町上猪	別図21のとおり	土石流	別図21のとおり

蓑谷H	湯前町上猪	別図22のとおり	土石流	別図22のとおり
蓑谷I	湯前町上猪	別図23のとおり	土石流	別図23のとおり
馬返4	湯前町浜川	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
馬返5	湯前町浜川	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
下城2	湯前町下城	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
牧良D	湯前町浅鹿野	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
牧良E	湯前町浅鹿野	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
蓑谷D	湯前町上猪	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
折戸3	湯前町上猪	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
折戸6	湯前町上猪	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
馬場2	湯前町馬場	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
浜川F	湯前町浜川、 湯前町古城	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
折戸4	湯前町上猪	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
折戸5	湯前町上猪	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
古城E	湯前町古城	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

(別図1から別図36までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮ヶ野9	多良木町多良木	別図1のとおり	土石流
宮ヶ野14	多良木町黒肥地	別図2のとおり	土石流
増谷3	多良木町黒肥地	別図3のとおり	土石流
宮ヶ野20	多良木町黒肥地	別図4のとおり	土石流

柳野3	多良木町黒肥地	別図5のとおり	土石流
柿川5	多良木町黒肥地	別図6のとおり	土石流
柿川3	多良木町黒肥地	別図7のとおり	土石流
不易	多良木町奥野、 あさぎり町岡原北	別図8のとおり	土石流
永谷4	多良木町槻木	別図9のとおり	土石流
岩川内1	多良木町多良木	別図10のとおり	土石流
宮ヶ野26	多良木町黒肥地	別図11のとおり	土石流
柿川6	多良木町黒肥地	別図12のとおり	土石流
柿川7	多良木町黒肥地	別図13のとおり	土石流
湯ノ原4	多良木町槻木	別図14のとおり	土石流

(別図1から別図14までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上柳5	多良木町黒肥地	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
宮ヶ野12	多良木町多良木	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
宮ヶ野11	多良木町多良木	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
宮ヶ野10	多良木町多良木	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
宮ヶ野8	多良木町多良木	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
宮ヶ野7	多良木町多良木	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
松ヶ野	多良木町多良木、 あさぎり町須恵	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
宮ヶ野13	多良木町黒肥地	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり

増谷2	多良木町黒肥地	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
増谷4	多良木町黒肥地	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
宮ヶ野16	多良木町黒肥地	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
増谷5	多良木町黒肥地	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
宮ヶ野19	多良木町黒肥地	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
宮ヶ野21	多良木町黒肥地	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
宮ヶ野22	多良木町黒肥地	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
上柳8	多良木町黒肥地	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
上柳9	多良木町黒肥地	別図17のとおり	土石流	別図17のとおり
上柳6	多良木町黒肥地	別図18のとおり	土石流	別図18のとおり
上柳7	多良木町黒肥地	別図19のとおり	土石流	別図19のとおり
柳野4	多良木町黒肥地	別図20のとおり	土石流	別図20のとおり
柳野5	多良木町黒肥地	別図21のとおり	土石流	別図21のとおり
柳野6	多良木町黒肥地	別図22のとおり	土石流	別図22のとおり
柿川4	多良木町黒肥地	別図23のとおり	土石流	別図23のとおり
枝川内4	多良木町久米	別図24のとおり	土石流	別図24のとおり
古城(山洪)2	多良木町奥野	別図25のとおり	土石流	別図25のとおり
横尾2	多良木町槻木	別図26のとおり	土石流	別図26のとおり
湯ノ原3	多良木町槻木	別図27のとおり	土石流	別図27のとおり
平谷4	多良木町槻木	別図28のとおり	土石流	別図28のとおり
平谷5	多良木町槻木	別図29のとおり	土石流	別図29のとおり
下槻木2	多良木町槻木	別図30のとおり	土石流	別図30のとおり
鶴の才6	多良木町槻木	別図31のとおり	土石流	別図31のとおり
鶴の才7	多良木町槻木	別図32のとおり	土石流	別図32のとおり
鶴の才5	多良木町槻木	別図33のとおり	土石流	別図33のとおり
下槻木3	多良木町槻木	別図34のとおり	土石流	別図34のとおり

岩川内2	多良木町多良木	別図35のとおり	土石流	別図35のとおり
宮ヶ野15	多良木町黒肥地	別図36のとおり	土石流	別図36のとおり
宮ヶ野17	多良木町黒肥地	別図37のとおり	土石流	別図37のとおり
宮ヶ野18	多良木町黒肥地	別図38のとおり	土石流	別図38のとおり
宮ヶ野23	多良木町黒肥地	別図39のとおり	土石流	別図39のとおり
宮ヶ野24	多良木町黒肥地	別図40のとおり	土石流	別図40のとおり
宮ヶ野25	多良木町黒肥地	別図41のとおり	土石流	別図41のとおり
増谷6	多良木町黒肥地	別図42のとおり	土石流	別図42のとおり
宮ヶ野27	多良木町黒肥地	別図43のとおり	土石流	別図43のとおり
上柳10	多良木町黒肥地	別図44のとおり	土石流	別図44のとおり
赤木3	多良木町黒肥地	別図45のとおり	土石流	別図45のとおり
赤木4	多良木町黒肥地	別図46のとおり	土石流	別図46のとおり
永谷3	多良木町槻木	別図47のとおり	土石流	別図47のとおり
本園2	多良木町槻木	別図48のとおり	土石流	別図48のとおり
フドノ藪2	多良木町槻木	別図49のとおり	土石流	別図49のとおり
下槻木4	多良木町槻木	別図50のとおり	土石流	別図50のとおり
御大師4	多良木町槻木	別図51のとおり	土石流	別図51のとおり
柿川8	多良木町黒肥地	別図52のとおり	土石流	別図52のとおり

(別図1から別図52までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
永平	多良木町多良木	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
松尾	多良木町多良木	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

上尾畑	多良木町多良木	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
下鶴文	多良木町黒肥地	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
北朴の木迫	多良木町黒肥地	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
菟川	多良木町黒肥地	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
東光寺	多良木町黒肥地	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
大塚C	多良木町黒肥地	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
北山下	多良木町黒肥地	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
平反田	多良木町黒肥地	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
天神宇土A	多良木町久米	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
天神宇土B	多良木町久米	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
鶴の才D	多良木町槻木	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
鶴の才E	多良木町槻木	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鶴の才F	多良木町槻木	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
鶴の才G	多良木町槻木	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
宮向	多良木町槻木	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
小林	多良木町槻木	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大倉	多良木町槻木	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
シオリ	多良木町槻木	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
永原谷	多良木町槻木	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
シゲリ	多良木町槻木	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
小川内B	多良木町槻木	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

(別図1から別図23までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大仁田	多良木町黒肥地	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
梶屋A	多良木町多良木	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
葉木A	多良木町黒肥地	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
井の谷A	多良木町黒肥地	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
井の谷B	多良木町黒肥地	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
葉木B	多良木町黒肥地	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
上幸坂A	多良木町黒肥地	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
上幸坂B	多良木町黒肥地	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
上柳	多良木町黒肥地	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上幸坂C	多良木町黒肥地	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
深谷	多良木町黒肥地	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
中永谷A	多良木町黒肥地	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
中永谷B	多良木町黒肥地	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
増谷C	多良木町黒肥地	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大野A	多良木町多良木	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大野B	多良木町多良木	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
梶ヶ原A	多良木町黒肥地	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
下大野A	多良木町黒肥地	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
下大野B	多良木町黒肥地	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
高尾A	多良木町黒肥地	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
高尾B	多良木町黒肥地	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
増谷D	多良木町黒肥地	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
増谷E	多良木町黒肥地	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
梶ヶ原B	多良木町黒肥地	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

上の原	多良木町黒肥地	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
赤木E	多良木町黒肥地	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
赤木F	多良木町黒肥地	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
上下原	多良木町黒肥地	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
中ノ原	多良木町黒肥地	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
川原山A	多良木町黒肥地	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
川原山B	多良木町黒肥地	別図31のとおり	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
川原山C	多良木町黒肥地	別図32のとおり	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
赤松	多良木町黒肥地	別図33のとおり	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
柿川A	多良木町黒肥地	別図34のとおり	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
柿川B	多良木町黒肥地	別図35のとおり	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
後口田	多良木町黒肥地	別図36のとおり	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
高寺A	多良木町黒肥地	別図37のとおり	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
高寺B	多良木町黒肥地	別図38のとおり	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
小城下A	多良木町黒肥地	別図39のとおり	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
小椎野	多良木町黒肥地	別図40のとおり	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
当ノ木	多良木町黒肥地	別図41のとおり	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
上花の木	多良木町黒肥地	別図42のとおり	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
中小椎野	多良木町黒肥地	別図43のとおり	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
小城下B	多良木町黒肥地	別図44のとおり	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり

(別図1から別図44までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
美尾谷川1	水上村湯山	別図のとおり	土石流

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第241号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
まりまり 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘1丁目8-3	NPO法人NEXT E P 合志市幾久富1123-5 島津 智之	令和5年（2023年）3月31日	435220 0473	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
古川1	水上村江代	別図1のとおり	土石流	別図1のとおり
魚帰川	水上村江代	別図2のとおり	土石流	別図2のとおり
井手谷	水上村江代	別図3のとおり	土石流	別図3のとおり
白水川	水上村江代	別図4のとおり	土石流	別図4のとおり
石谷	水上村湯山	別図5のとおり	土石流	別図5のとおり
舟石2	水上村湯山	別図6のとおり	土石流	別図6のとおり
湯山川	水上村湯山	別図7のとおり	土石流	別図7のとおり
湯ノ野2	水上村湯山	別図8のとおり	土石流	別図8のとおり

湯ノ野3	水上村湯山	別図9のとおり	土石流	別図9のとおり
才ノ平	水上村岩野	別図10のとおり	土石流	別図10のとおり
美尾谷川2	水上村湯山	別図11のとおり	土石流	別図11のとおり
美尾谷川3	水上村湯山	別図12のとおり	土石流	別図12のとおり
美尾谷川4	水上村湯山	別図13のとおり	土石流	別図13のとおり
大内川	水上村湯山	別図14のとおり	土石流	別図14のとおり
古川2	水上村江代	別図15のとおり	土石流	別図15のとおり
白水滝川	水上村江代	別図16のとおり	土石流	別図16のとおり
笹ノ尾頭	水上村湯山	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
舟石F	水上村湯山	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
舟石E	水上村湯山	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
上本野	水上村湯山	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
小川内U	水上村岩野	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
小屋谷A	水上村岩野	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
小屋谷B	水上村岩野	別図23のとおり	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
諏訪原	水上村岩野	別図24のとおり	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
宮田	水上村岩野	別図25のとおり	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
覚井C	水上村岩野	別図26のとおり	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
下本野A	水上村湯山	別図27のとおり	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
美尾谷	水上村湯山	別図28のとおり	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
下本野B	水上村湯山	別図29のとおり	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
中本野	水上村湯山	別図30のとおり	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

(別図1から別図30までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
隠館B	水上村湯山	別図のとおり	急傾斜地の崩壊

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第244号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
子どもデイサービスまりまり 菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘1丁目8-3	一般社団法人2M ORO 合志市幾久富1250番地3 中本 さおり	令和5年（2023年）4月1日	435220 0515	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
松ノ平A	水上村岩野	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
川端	水上村湯山	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
神揚A	水上村湯山	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
神揚B	水上村湯山	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
神揚C	水上村湯山	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
神揚D	水上村湯山	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
神揚E	水上村湯山	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
神揚F	水上村湯山	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
神揚G	水上村湯山	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

神揚H	水上村湯山	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
神揚I	水上村湯山	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上馬場	水上村湯山	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
神揚J	水上村湯山	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下馬場	水上村湯山	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
高城A	水上村湯山	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
高城B	水上村湯山	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
高澄A	水上村湯山	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
隠館A	水上村湯山	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
隠館C	水上村湯山	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
上本野A	水上村湯山	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
高澄B	水上村湯山	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
湯ノ野	水上村湯山	別図22のとおり	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり

(別図1から別図22までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
中尾B	水上村江代	別図1のとおり	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上黒毛	水上村江代	別図2のとおり	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
中尾C	水上村江代	別図3のとおり	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
白水B	水上村江代	別図4のとおり	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
平谷C	水上村江代	別図5のとおり	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
平谷D	水上村江代	別図6のとおり	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
水洗	水上村岩野	別図7のとおり	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

古屋敷B	水上村江代	別図8のとおり	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
榎葉B	水上村岩野	別図9のとおり	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上広瀬A	水上村岩野	別図10のとおり	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
上広瀬B	水上村岩野	別図11のとおり	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
上野々平1	水上村岩野	別図12のとおり	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
上野々平2	水上村岩野	別図13のとおり	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
田迎E	水上村江代	別図14のとおり	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
戸屋野	水上村江代	別図15のとおり	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
井手谷	水上村江代	別図16のとおり	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
龍新	水上村湯山	別図17のとおり	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
槻木	水上村湯山	別図18のとおり	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
舟石D	水上村湯山	別図19のとおり	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
古塚鶴	水上村岩野	別図20のとおり	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
松ノ平	水上村岩野	別図21のとおり	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

(別図1から別図21までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第247号

平成24年(2012年)3月30日熊本県告示第472号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項において準用する同条第4項及び第9条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北目川	水上村湯山	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第248号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第7条第4項及び第9条第4項の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北目川	水上村湯山	別図のとおり	土石流	別図のとおり

(別図は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部球磨地域振興局土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(育成医療・更生医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	担当する医療	指定更新年月日
八代薬剤師会センター薬局 八代郡氷川町今字西作150番地2	調剤	令和5年（2023年） 4月1日
新八代駅前薬局 八代市上日置町4447番地11	調剤	令和5年（2023年） 4月1日
ダン調剤薬局 八代市古閑上町13番1	調剤	令和5年（2023年） 4月1日
瀬戸薬局山浦店 荒尾市増永字山浦2557-1	調剤	令和5年（2023年） 4月1日

熊本県告示第250号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
カルテット 上益城郡嘉島町 鯉2764番地	合同会社ハッピー ライト 上益城郡嘉島町上 島2181-3 松村 幸奈	令和5年（2023年）3 月15日	435140 0264	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第251号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
尻無尾北	天草市志柿町	別図1のとおり	地滑り
大久保	天草市志柿町	別図2のとおり	地滑り
塚田	天草市志柿町	別図3のとおり	地滑り
下小手	天草市下浦町	別図4のとおり	地滑り
上小手	天草市下浦町	別図5のとおり	地滑り
小手南	天草市下浦町	別図6のとおり	地滑り
上	天草市有明町小島子	別図7のとおり	地滑り

(別図1から別図7は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第252号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区 域 の 名 称	区 域 の 所 在 地	区 域 の 表 示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
方原下	天草市楠浦町	別図1のとおり	地滑り
東大平	天草市楠浦町	別図2のとおり	地滑り
鍋割山	天草市新和町大多尾	別図3のとおり	地滑り
天附	天草市新和町大多尾	別図4のとおり	地滑り
大宮地	天草市新和町大宮地	別図5のとおり	地滑り
中山	天草市新和町大宮地	別図6のとおり	地滑り
立(B)	天草市新和町小宮地	別図7のとおり	地滑り
女岳外	天草市河浦町宮野河内	別図8のとおり	地滑り
大野	天草市河浦町宮野河内	別図9のとおり	地滑り

(別図1から別図9は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草広域本部土木部において縦覧に供する。)

熊本県告示第253号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により次のとおり救急医療機関として認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
独立行政法人労働者健康安全機構熊本労災病院	八代市竹原町1670番地	令和5年(2023年)4月23日から 令和8年(2026年)4月22日まで
独立行政法人地域医療機能推進機構熊本総合病院	八代市通町10番10号	令和5年(2023年)4月1日から 令和8年(2026年)3月31日まで
医療法人社団司会松本医院	八代市鏡町両出1503番地1	令和5年(2023年)4月23日から 令和8年(2026年)4月22日まで

熊本県告示第254号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
令和5年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款(平成23年熊本県告示第349号の14)の一部を次のように改正する。

第4条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

第29条第1項中「建設機械器具」の次に「(以下この条において「工事目的物等」という。)」を加え、同条第4項中「工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事目的物等」に改め、「係る」の次に「損害の」を加え、「第6項において」を「以下この条において」に改め、同項のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

第29条第6項中「として」を「と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として」に改める。

第34条第8項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項及び第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業者が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

第35条中第1項中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業者が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。

第44条第1号ア中「その者」を「その者、その他経営に実質的に関与している者」に、「又は」を「、」に、「若しくは」を「又は」に、「代表者」を「代表者その他経営に実質的に関与している者」に、「暴力団員」を「暴力団又は暴力団員」に改め、同号イを削

り、同号ウ中「役員等が」を「役員等が、」に、「した」を「している」に改め、同号中
 ウをイとし、エをウの次に加える。
 エ 役員等が、暴行又は暴行を、この条第1項中「役員等が」を「役員等が、」に改める。
 どして行っているとき、この条第1項中「役員等が」を「役員等が、」に改める。
 第44条第11号中「役員等が」を「役員等が、」に改める。
 債務負担行為に係る契約の特約条項第2条第2項中「第3項」を「第4項」に改め、同
 条第5項中「第35条第3項」を「第35条第4項」に改める。
 附 則
 この約款は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県告示第255号

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
 令和5年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款
 熊本県公共工事関係業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の15）の一
 部を次のように改正する。
 第1条に次の1項を加える。
 1 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく
 すべてを行ったこの契約に基づき、委託者は、当該企業体のすべての構成員に対して行っ
 たものとみなし、委託者は、委託者に対して行なうこの契約に基づくすべての行為
 について当該代表者を通じて行わなければならない。
 第4条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4
 項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を
 同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
 2 受託者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する
 方法その他の情報通信の技術を利用する（以下「電磁的方法」という。）であつて、
 当該履行保証の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。こ
 の場合において、受託者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。
 第36条中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の
 次に次の1項を加える。
 2 受託者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保
 証契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。
 この場合において、受託者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。
 第37条中第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項
 の次に次の1項を加える。
 3 受託者は、第1項及び第2項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であ
 つて、当該保証契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずること
 ができる。この場合において、受託者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。
 第45条第10号中「設計共同体制」を「共同企業体」に改め、同号ア中「その者」を「
 その者その他経営に実質的に関与している者」に、「代表者」を「代表者その他経営に実
 質的に関与している者」に、「暴行又は暴行を、この条第1項中「役員等が」を「役員等が、」に改め、同号イを削
 り、同号ウ中「役員等が」を「役員等が、」に、「した」を「している」に改め、同号中
 ウをイとし、エをウの次に加える。
 エ 役員等が、暴行又は暴行を、この条第1項中「役員等が」を「役員等が、」に改める。
 どして行っているとき、この条第1項中「役員等が」を「役員等が、」に改める。
 第45条第10号中「役員等が」を「役員等が、」に改める。
 附 則
 この約款は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県告示第256号

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
 令和5年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款
 熊本県公共建築設計業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の16）の一
 部を次のように改正する。
 第1条に次の1項を加える。
 1 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づく
 すべてを行ったこの契約に基づき、委託者は、当該企業体のすべての構成員に対して行っ
 たものとみなし、委託者は、委託者に対して行なうこの契約に基づくすべての行為
 について当該代表者を通じて行わなければならない。
 第2条第1項中「指示、」の次に「催告、」を加える。

- 第4条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第4項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。
- 4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならぬ。
- 第4条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 受託者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であつて、当該履行において、受託者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。
- 第5条に次の2項を加える。
- 3 受託者が前払金の使用や部分払等によつてもなおこの契約の履行に必要な資金が不足するこを疎明したときは、委託者は、特段の理由がある場合を除き、受託者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾を受けなければならない。
- 4 受託者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けなければならず、またその用途を疎明する書類を委託者に提出しなければならない。
- 第7条第13条「第7条」を「本条」に改める。
- 第13条の次に次の1条を加える。
- (意匠の実施の承諾等)
- 第13条の2 受託者は、自ら有する登録意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める登録意匠をいう。)を設計に用い、又は成果物によつて表現される建築物若しくは本件建築物(以下「本件建築物等」という。)の形状等について意匠法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件建築物等に係る意匠の実施承諾するも本件建築物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第15条第2項中「第16条」を「次条」に改める。
- 第23条の次に次の1条を加える。
- (適正な履行期間の設定)
- 第23条の2 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。
- 第24条の次に次の1項を加える。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 第25条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。
- 第30条第1項中「第23条まで、」の次に「第24条、」を加える。
- 第31条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。
- 第32条第1項中「前条第2項」の次に「(同条第5項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第3項中「以下」の次に「この項において」を加える。
- 第34条第6項を同条第7項とし、同条第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 受託者は、前項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証証券の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。
- 第35条第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
- 3 受託者は、第1項及び第2項の規定による保証証券の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証証券の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証券を寄託したものとみなす。
- 第40条及び第41条を次のように改める。
- (契約不適合責任)
- 第40条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)があるときは、受託者に対して、成果物の修補又は代替物の引渡し(契約不適合の追完)を請求するものと、相応な負担を課するものとを定め、かつ、第1項の場合において、委託者が相応の期間を定め、履行の追完を催し、その期間内に履行の追完ができないときは、委託者は、その催告を怠り、その催告を請求するこなく、直ちに代金の減額を請求するこができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示による、特定の日時又は一定の期間内に履行しななければならない契約を締結したときにおいて、受託者が履行の追完をしないのでその経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受けない見込みがないことが明らかであるとき。

第41条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条から第44条までの規定によるほか、委託者は、この契約を解除することができる。

2 ときは、その損害を賠償しななければならない。この場合、前項の規定により受託者に損害を及ぼしたときは、その次に「相当の期間を定め、その履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、」を加え、同項に次のただし書を加える。不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第42条第1項第4号を次のように改める。

(4) 前条第1項に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(3) 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。

第42条第1項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を次のように改める。

(1) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

第42条第1項中第1号を第3号とし、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

第50条を第57条とし、第49条を第56条とし、第48条に次の1項を加え、同条を第55条とする。

3 第1項の規定の場合において、委託者は、相殺の充たの順序を指定することができる。

第47条第1項中「第42条が」の次に「業務の完了前に」を加え、同条第2項中「第43条又は第44条」を「第41条、第46条又は第47条」に改め、同条第2項中「この契約が」の次に「業務の完了前に」を加え、同条第4項中「第42条、第42条の2又は第44条」を「第41条、第46条又は第47条」に改め、同条第3項中「この契約が」の次に「業務の完了前に」を加え、同条第4項中「第42条、第42条の2又は第44条」を「第41条、第46条又は第47条」に改め、同条を第50条とし、同条の次に次の3項を加える。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第42条から第44条までの規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第42条から第44条までの規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成1

- 1年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
4 第1項各号又は第2項各号に定めることにより、第2項第2号に該当する
場責適用しない。第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合は、業務委託料
5 第1項第1号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合は、業務委託料
の決定率で計算した額と第4条第8号及び第10号の規定により契約保証金の納付又は
6 第2項の場合(第4条第3条第8号及び第10号の規定により契約保証金の納付又は
合提除く)において、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金
に充当する。この限りでない。
(受託者の損害賠償請求等)
第5条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた
損害の賠償を請求する。ただし、当該各号に定める事由によるものである
引上きは、この限りでない。
(1) 第4条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。
(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行
が不能であるとき。
2 第32条第2項(第37条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料
の支払が遅れた場合には、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務
大臣の決定する率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。
(契約不適合責任期間等)
第53条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第31条第3項又は第4項の規定によ
る引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事引渡し後2年、第37条
第1項又は第2項の規定による引渡しの日か、それ以後2年以内でなければ、請求等
請求等(以下「請求等」という。)をすることができない。ただし、この限りでない。成
果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請求等(以下「請求等」という。)を
2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容を請求するに必要と認められる請求等
3 委託者が第1項に規定する契約不適合(以下「契約不適合」という。)の発生に
6 項において「契約不適合」として、委託者が通知したときは、契約不適合責任
託者方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間(以下「契約不適合責任
4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に
し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要な請求等を行うことができる。
5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるとき
には適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによ
る。
6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規
定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければならない。ただし、受託者
がその契約不適合を知ったときは、この限りでない。
8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等
の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等
をすることをできない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当
であることを知らなかったときは、この限りでない。
第45条第2項中「この契約が」の次に「業務の完了前に」を加え、同条を第49条と
す。
第44条の見出しを「(受託者の催告によらない解除権)」に改め、同条第1項を次の
ように改める。
受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することが
できる。
(1) 第21条の規定により設計仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少
したとき。
(2) 第22条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10
分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみ
の場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおそ
の中止が解除されないとき。
第44条第2項を削り、同条を第47条とし、同条の次に次の1条を加える。
(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
第48条 第46条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるもの

であるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第43条及び第43条の2を次のように改める。
(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条 第42条各号又は第43条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第42条又は第43条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第46条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らしてその軽微であるときは、この限りでない。

第42条の次に次の1条を加える。

(委託者の催告による解除権)

第43条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しないければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしない各号を経過したとき。

(7) 前条各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行が見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していることと認められるとき。

(9) 第45条又は第46条の規定によるこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者(受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するときは、

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその役員、その支店又は常時建築設計業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であることと認められるとき。
イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているときと認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約、その他の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

第42条の2の見出しを削り、同条を第44条とする。

附 則

この約款は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県告示第257号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の

支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ちりふ内科	八代市豊原中町2299番地1	令和5年(2023年)1月31日
ひとよし在宅支援診療所	人吉市駒井田町224-3	令和4年(2022年)12月31日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
宇城きずな歯科医院	宇城市松橋町両仲間49番地1 スターコーポ1階106号	令和5年(2023年)2月15日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
こうだ調剤薬局	八代市豊原中町2296-1	令和5年(2023年)1月31日

熊本県告示第258号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

(歯科)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
きくち総合歯科医院 菊池市隈府434番地	名 称		令和5年(2023年)2月15日
	城歯科医院	きくち総合歯科医院	

熊本県告示第259号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
さいつ薬局	天草市佐伊津町5842-43	令和5年(2023年)3月1日
フレンド薬局 合志店	合志市幾久富1909-221	令和5年(2023年)3月1日

熊本県告示第260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
はびねすケア 玉名郡南関町関町392番地2	株式会社 おもてなし 玉名郡南関町関町392番地2 待鳥 マユミ	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和2年(2020年)5月31日
訪問介護事業所 ソアラ 荒尾市本井手18番地	株式会社 キララ 荒尾市本井手18番地 西田 秀代	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	令和4年(2022年)9月30日
訪問介護事業所 関の郷 玉名郡南関町16番地1	株式会社 南関介護サービス 玉名郡南関町16番地1 小嶋 聡	居宅介護、重度訪問介護	令和2年(2020年)5月31日
訪問介護センター ウィッシュ 荒尾市野原88番地	有限会社 天風 荒尾市野原88番地 穴井 一之	居宅介護、重度訪問介護	令和5年(2023年)3月31日

熊本県告示第261号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	覚井一武線	球磨郡錦町大字木上東字岩城 397番2地先から 球磨郡錦町大字木上南字中園 710番1地先まで	166.9	災害復旧工事

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月26日

熊本県告示第262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	一勝地神瀬線	葦北郡芦北町大字白石字立岩 406番2地先から 葦北郡芦北町大字白石字白石川 372番2地先まで	1186.7	災害復旧工事

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月24日

熊本県告示第263号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和4管理年度(令和4年(2022年)4月1日から令和5年

(2023年)3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、公表する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

特定水産資源のくろまぐろに関する令和4管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分	17.2トン	19.1トン
熊本県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分	5.0トン	5.6トン

熊本県告示第264号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	265号	阿蘇郡高森町大字上色見字下大村 2646番3地先から 同所 2639番4地先まで	182.5	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月24日

熊本県告示第265号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	大牟田南 関線	玉名郡南関町大字久重字八角目 936番84地先から 同所 936番81地先まで	19.9	災害復旧 工事

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月24日

熊本県告示第266号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	松橋停車場線	宇城市松橋町曲野字塘ノ内 16番6地先から 宇城市松橋町大野字前田 3番3地先まで	109.0	広域河川 改修

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月24日

熊本県告示第267号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草市五和町鬼池字城 2056番地先から	18.0	災害復旧 工事
		同所 2051番地先まで		

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月24日

熊本県告示第268号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草市天草町大字下田南字十郎 492番2地先から	160.8	広域連携 交付金
		同所 483番1地先まで		

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月27日

熊本県告示第269号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	嘉島甲佐線	上益城郡甲佐町大字白旗字古閑 1826番6地先から	78.0	広域連携 交付金
		同所 2269番1地先まで		
		上益城郡甲佐町大字白旗字古閑 2247番1地先から	25.0	
		同所 2247番1地先まで		

2 供用を開始する期日 令和5年(2023年)3月26日

熊本県告示第270号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	合志市野々島字山下 3806番地先から 同所 3781番地先まで	前	15.2 ～ 113.8	124.5	活力創出基盤交付金
			後	19.2 ～ 132.6		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)3月24日

熊本県告示第271号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	388号	球磨郡湯前町字塩利 5143番9地先から 同所 5115番5地先まで	前	12.7 ～ 58.0	175.9	廃道処分
			後	12.7 ～ 39.0		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)3月24日

熊本県告示第272号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和5年(2023年)3月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市菊鹿町上内田字清水 670番30地先から 山鹿市菊鹿町上内田字竹の下 1149番45地先まで	前	12.1 ～ 39.8	501.0	旧道移管
				4.1 ～ 17.8		
		山鹿市菊鹿町上内田字清水 677番地先から 山鹿市菊鹿町上内田字鶴の前 994番2地先まで	後	12.1 ～ 39.8	501.0	
				12.1 ～ 39.8		

2 区域を変更する期日 令和5年(2023年)3月24日

熊本県告示第273号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
才剛商店株式会社	あまてらす訪問看護ステーション かみましき	上益城郡益城町古閑55番地3-3棟	令和5年(2023年)4月1日	訪問看護

熊本県告示第274号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
才剛商店株式会社	あまてらす訪問看護ステーション かみましき	上益城郡益城町古閑55番地3-3棟	令和5年(2023年)4月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第275号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社如月	訪問看護ステーション YELL	八代市鏡町有佐230番地1	令和5年(2023年)4月1日	訪問看護

熊本県告示第276号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社如月	訪問看護ステーション YELL	八代市鏡町有佐230番地1	令和5年(2023年)4月1日	介護予防訪問看護

熊本県告示第277号

次のとおり介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届受理年月日	サービスの種類
有限会社吉田メディカル	生き生き介護センターよしだ	熊本県玉名市六田12番地2	令和4年(2022年)3月31日	通所介護
有限会社あすなろ薬局	あすなろ薬局	熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸2095番地52	令和4年(2022年)3月31日	居宅療養管理指導
有限会社典山會	訪問介護センターうさぎさん	熊本県球磨郡多良木町多良木1553番地5	令和4年(2022年)4月27日	訪問介護
社会福祉法人秀正会	健やか園 デイサービスセンター	熊本県菊池市七城町甲佐町字浪の田85番1	令和4年(2022年)5月2日	通所介護
社会福祉法人秀正会	短期入所生活介護事業所 健やか園	熊本県菊池市七城町甲佐町字浪の田85番1	令和4年(2022年)5月2日	短期入所生活介護
株式会社キララ	訪問介護事業所ソアラ	熊本県荒尾市本井手18番地	令和4年(2022年)5月10日	訪問介護
古賀 毅	古賀医院	熊本県菊池市泗水町吉富1935	令和4年(2022年)5月31日	短期入所療養介護
医療法人山鹿慈恵会	徳永循環器科内科医院	熊本県山鹿市山鹿1478番地の2	令和4年(2022年)7月11日	短期入所療養介護
医療法人社団大徳会	医療法人社団大徳会 大阿蘇病院	熊本県阿蘇市一の宮町宮地5833番地	令和4年(2022年)7月25日	短期入所療養介護
有限会社田中商事	有限会社 田中商事	熊本県阿蘇市三久保783番地	令和4年(2022年)8月12日	福祉用具貸与
有限会社田中商事	有限会社 田中商事	熊本県阿蘇市三久保783番地	令和4年(2022年)8月12日	特定福祉用具販売
医療法人社団とやまクリニック	訪問看護ステーション いちよう並木	熊本県人吉市宝来町12番地7	令和4年(2022年)8月5日	訪問看護
医療法人坂梨ハート会	デイサービス ところ	熊本県阿蘇市小里271番地8	令和4年(2022年)8月18日	通所介護
社会福祉法人慈敬会	短期入所生活介護 ヒューマン・ケア たかばの杜	熊本県合志市幾久富字城戸内1121番1	令和4年(2022年)8月23日	短期入所生活介護
有限会社吉田メディカル	ヘルパーステーションよしだ	熊本県玉名市松木1-12	令和4年(2022年)9月27日	訪問介護
医療法人平瀬会	平瀬内科医院	熊本県合志市幾久富1909番	令和4年(2022年)9月2日	通所リハビリテーション

	地の227	2日	
--	-------	----	--

熊本県告示第278号

次のとおり介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届受理年月日	サービスの種類
有限会社あすなろ薬局	あすなろ薬局	熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸2095番地52	令和4年（2022年）3月31日	介護予防居宅療養管理指導
社会福祉法人秀正会	短期入所生活介護事業所 健やか園	熊本県菊池市七城町甲佐町字浪の田85番1	令和4年（2022年）5月2日	介護予防短期入所生活介護
古賀 毅	古賀医院	熊本県菊池市泗水町吉富1935	令和4年（2022年）5月31日	介護予防短期入所療養介護
医療法人山鹿慈恵会	徳永循環器科内科医院	熊本県山鹿市山鹿1478番地の2	令和4年（2022年）7月1日	介護予防短期入所療養介護
医療法人社団大徳会	医療法人社団大徳会 大阿蘇病院	熊本県阿蘇市一の宮町宮地5833番地	令和4年（2022年）7月25日	介護予防短期入所療養介護
有限会社田中商事	有限会社 田中商事	熊本県阿蘇市三久保783番地	令和4年（2022年）8月12日	介護予防福祉用具貸与
有限会社田中商事	有限会社 田中商事	熊本県阿蘇市三久保783番地	令和4年（2022年）8月12日	特定介護予防福祉用具販売
医療法人社団とやまクリニック	訪問看護ステーション いちよう並木	熊本県人吉市宝来町12番地7	令和4年（2022年）8月5日	介護予防訪問看護
社会福祉法人慈敬会	短期入所生活介護 ヒューマン・ケア たかばの杜	熊本県合志市幾久富字城戸内1121番1	令和4年（2022年）8月23日	介護予防短期入所生活介護
医療法人平瀬会	平瀬内科医院	熊本県合志市幾久富1909番地の227	令和4年（2022年）9月22日	介護予防通所リハビリテーション

公 告

熊本県公告第190号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

株式会社すえ広 ファーム	菊池郡菊陽町辛川	熊本市東区小山町2468番ほか1筆
古川 盛康	熊本市西区城山下代	熊本市西区城山大塘四丁目636番ほか3筆
株式会社那須自然農園	宇土市岩古曾町	熊本市南区富合町木原字永宮1390番1ほか5筆
松岡 信行	熊本市南区護藤町	熊本市南区護藤町字新角田3339番1ほか14筆
中野 弘三	熊本市南区御幸木部	熊本市南区御幸木部三丁目1741番ほか2筆
大森 信哉	熊本市南区城南町陳内	熊本市南区城南町陳内字狐塚545番
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町今吉野字丸山285番ほか10筆
株式会社フォワード	熊本市東区尾ノ上	熊本市東区小山町1762番
田代 信勝	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟399番
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟324番1ほか5筆
株式会社下巢畑農産	阿蘇郡小国町下城	阿蘇郡小国町大字黒淵字下巢5036番196ほか11筆

2 認可年月日

令和5年(2023年)3月13日

熊本県公告第191号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 【単価契約】PPC用紙に係る一般競争入札の落札結果
 - (1) 落札に係る物品等の名称及び予定数量
PPC用紙 A4/6, 500箱及びA3/300箱
 - (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 落札者を決定した日
令和5年(2023年)3月9日
 - (4) 落札者の氏名及び住所
株式会社オフィス田中 代表取締役 田中 裕美
熊本県熊本市中央区八王寺町41番36-202号
 - (5) 落札金額
20,251,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,841,000円)
 - (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年(2023年)1月27日
- 2 【単価契約】PPC用紙/間伐材パルプ配合紙に係る一般競争入札の落札結果
 - (1) 落札に係る物品等の名称及び予定数量
PPC用紙/間伐材パルプ配合紙 A4/9, 300箱及びA3/600箱
 - (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 落札者を決定した日
令和5年(2023年)3月9日
 - (4) 落札者の氏名及び住所
株式会社レイメイ藤井 代表取締役 藤井 章生
熊本県熊本市西区上熊本一丁目2番6号
 - (5) 落札金額

- 38,025,900円(うち消費税及び地方消費税の額3,456,900円)
- (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年(2023年)1月27日

熊本県公告第192号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市合生字西沖野3961番5
497.52平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市北区山室六丁目1番11-2号
山中 悠

熊本県公告第193号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字宮園2111番1、同2111番3、同2111番4、同2111番5、同2111番6、同2111番7、同2111番8、同2111番9、同2111番10、同2111番11、同2111番12、同2111番13、同2111番14、同2111番15、同2111番16、同2111番17、同2111番18、同2111番19、同2111番20、同2111番21、同2111番22及び同2111番23
4,813.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡御船町大字滝川1387番地7
株式会社マスタ不動産開発

熊本県公告第194号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項に規定する告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 令和5年九州地方整備局告示第41号荒尾都市計画道路事業3・4・12号万田下井手線
- 3 事務所の所在地 熊本県玉名市岩崎1004番1 熊本県県北広域本部玉名地域振興局
- 4 事業施行期間 令和5年(2023年)3月8日から令和12年(2030年)3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 熊本県荒尾市原万田字松葉、字妙見、字袴嶽、字水ノ手、字辻及び字星ヶ谷地内
使用の部分 なし

熊本県公告第195号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字野瀬500番
17,443.20平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊池市旭志川辺1875番地
菊池地域農業協同組合

熊本県公告第196号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
菊池市	令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）まで	大字木柑子の一部	地籍図及び地籍簿	令和5年（2023年）3月17日
山都町	平成30年度（2018年度）から令和元年度（2019年度）まで	大字城平・入佐の一部	地籍図及び地籍簿	令和5年（2023年）3月17日

熊本県公告第197号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 落札に係る特定役務の名称
令和5年度（2023年度）熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和5年（2023年）3月9日
- 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社熊本支店
熊本市中央区九品寺一丁目2番11号
- 落札金額
126,500,000円（うち消費税及び地方消費税の額11,500,000円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和5年（2023年）1月27日

熊本県公告第198号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
角居 淳一	熊本市南区銭塘町	熊本市南区銭塘町字有吉開3655番1ほか15筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字有吉開11番3ほか1筆〕
株式会社ツチダ	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字有吉開3590番ほか21筆

		〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開3番1ほか4筆〕
鎌田 正義	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3898番1ほか7筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開17番6〕
吉田 哲夫	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3821番ほか1筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開17番5〕
牛嶋 一嘉	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3691番1ほか4筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開14番2〕
牛嶋 一精	熊本市南区銭塘町	熊本市南区銭塘町字宇土開3695番1ほか4筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開4番4〕
牛嶋 松枝	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3765番ほか9筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開15番1ほか1筆〕
牛嶋 章貴	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字有吉開3675番1ほか6筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字有吉開2番3ほか2筆〕
牛嶋 章貴	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字有吉開3664番1ほか1筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開16番5〕
牛嶋 章貴	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字有吉開3673番1ほか10筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開5番4ほか1筆〕
牛嶋 章貴	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3802番1ほか4筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開5番2ほか1筆〕
熊本チャレンジド・ファーム株式会社	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字有吉開3592番1ほか6筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開14番1〕
熊本チャレンジド・ファーム株式会社	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字有吉開3679番1ほか9筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字有吉開2番1ほか1筆〕
合同会社I・D・Rファーム	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字有吉開3583番ほか9筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字有吉開9番1ほか1筆〕

合同会社I・D ・Rファーム	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字有吉開3599番ほか 2筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字有吉開10番3〕
合同会社ドリーム ファーム井手	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3895番1ほ か10筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開17番1ほか2 筆〕
合同会社ドリーム ファーム井手	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3791番 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開4番1〕
上野 勝則	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字有吉開3678番1ほ か6筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字有吉開2番2ほか3筆〕
森田 義孝	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3776番1 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開17番4〕
槌田 秀昭	熊本市南区銭塘町	熊本市南区銭塘町字有吉開3665番1ほ か5筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字有吉開12番ほか1筆〕
槌田 辰巳	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3706番4ほ か5筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開14番3ほか1 筆〕
田代 勉	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区銭塘町字有吉開3574番ほか 2筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字有吉開9番2〕
本田 志磨子	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字宇土開3768番ほか 4筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字宇土開15番3ほか1 筆〕
林田 徳久	熊本市南区奥古閑町	熊本市南区銭塘町字有吉開3660番1ほ か6筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字有吉開13番2〕
小山 了	熊本市南区海路口町	熊本市南区銭塘町字有吉開3645番1ほ か1筆 〔一時利用地 熊本市南区銭塘町字築添33番5〕
農事組合法人走 潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟612番ほか11筆
宇都宮 敬一	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟209番ほか1筆
富田 雄大	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟956番6

2 認可年月日
令和5年(2023年)3月15日

熊本県公告第199号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大嶋 豊明	熊本市西区上高橋	熊本市西区上高橋二丁目314番ほか6筆
大嶋 豊明	熊本市西区上高橋	熊本市西区上高橋二丁目306番1
D a i m o n f a r m株式会社	宇土市花園町	宇土市宮庄町字馬場下14番2ほか1筆
古川 幸雄	八代市水島町	八代市水島町字江鮒堀2411番ほか3筆
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市海士江町字正分寺2167番ほか6筆
池田 勝雄	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字鶴舞来石4819番1
長井 賢輔	天草市倉岳町浦	天草市倉岳町浦字鶴舞来石4875番3

2 認可年月日

令和5年（2023年）3月15日

熊本県公告第200号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人久米	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字宮ノ上537番1ほか1筆
古閑 公宏	阿蘇市一の宮町宮地	阿蘇市一の宮町三野字大田115番1ほか6筆
渡邊 良作	阿蘇市一の宮町三野	阿蘇市一の宮町北坂梨字小柳494番ほか2筆
株式会社阿蘇カルデラRC	阿蘇市狩尾	阿蘇市内牧字南新井手883番ほか3筆
坂梨 隆一	阿蘇市今町	阿蘇市黒流町字長通70番
岡松 賢一	熊本市東区小峯	上益城郡益城町大字馬水字西道192番ほか1筆
梅本 英嗣	八代市東陽町北	八代市東陽町北字棚田2245番1ほか1筆
農事組合法人アグリ吉野	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町野津字南神太夫2215番
河口 克也	天草市五和町手野	天草市五和町手野一丁目字野中2426番1ほか1筆

2 認可年月日

令和5年（2023年）3月15日

熊本県公告第201号

山鹿市に事務所を置く山鹿土地改良区理事長齊藤登から令和5年（2023年）3月10日付けで申請のあった定款の変更については、令和5年（2023年）3月16日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により

公告する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第202号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字蛇塚2676番5
499.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区広木町29番32号パークヒルズ2000 101
渡邊 光

熊本県公告第203号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大津町から大津都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県教育長 白 石 伸 一

熊本県教育委員会規則第1号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則
博物館の登録に関する規則(昭和27年熊本県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「法」という。)第16条」を「。以下「法」という。)第22条」に改める。

第2条中「第10条」を「第11条」に改める。

第3条中「要件」を削る。

第4条中「委員会は、登録を許可したときは、遅滞なく」を「登録は、」に、「登載しなければならない。」を「法第14条第1項に掲げる事項を記載してするものとする。」に改める。

第5条中「変更があったときは、直ちに」を「変更するときは、あらかじめ、」に改め、同条ただし書を削る。

第6条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条の見出し中「公示」を「公表」に改め、同条中「公示」を「インターネットの利用その他の方法により公表」に改め、同条第1号中「第10条」を「第11条」に改め、同条第2号中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条第3号中「第14条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第4号中「第15条第2項」を「第20条第2項」に、「まっ消」を「抹消」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

<p>博 物 館 登 録 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>熊本県教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">設置者名</p>	
事 項	記 載 欄
設 置 者 の 名 称	
設 置 者 の 住 所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
<p>博物館法第12条の規定により下記書類を添付し、博物館の登録を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 館則(目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの。) の写し</p> <p>2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類</p>	

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第4条関係)

博 物 館 登 録 原 簿

事 項	登 録	登 録 変 更	登 録 変 更
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	第 号		
設 置 者 の 名 称 及 び 住 所			
博 物 館 の 名 称			
博 物 館 の 所 在 地			
備 考			

別記第3号様式中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。
 別記第4号様式中「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、「(私立博物館の場合)」を削る。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)前にされたこの規則による改正前の博物館の登録に関する規則(次項において「旧規則」という。)第2条の登録の申請であって、この規則の施行の際、まだその登録をするかどうかの処分がされていないものについての登録の処分については、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に旧規則第4条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、この規則による改正後の博物館の登録に関する規則第4条の登録を受けたものとみなす。当該博物館の設置者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録をするかどうかの処分がある日までの間も、同様とする。

熊本県道路公社公告第2号

松島道路の料金に係る障害者割引について次のとおり変更し、令和5年3月27日から適用するので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定により公告する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県道路公社 理事長 村上 義幸

障害者割引については、以下のとおりとする。

イ 割引をする自動車

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)若しくは当該事務所を設置していない町村又は道路整備特別措置法(昭和31年法律第

山鹿市選挙区	13,993
菊池市選挙区	12,985
宇土市選挙区	10,096
上天草市選挙区	7,301
宇城市・下益城郡選挙区	18,766
阿蘇市選挙区	6,979
合志市選挙区	16,692
玉名郡選挙区	10,946
菊池郡選挙区	20,963
阿蘇郡選挙区	9,910
上益城郡選挙区	23,284
葦北郡選挙区	5,850
球磨郡選挙区	14,241
その総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	
選挙区名	
熊本市第一選挙区	136,947

熊本県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づき、令和4年5月29日執行の熊本県議会議員熊本市第一選挙区補欠選挙の公職の候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

令和5年（2023年）3月24日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年5月29日執行熊本県議会議員熊本市第一選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,818,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	杉 嘉 ミカ	所属党派	無所属	期 間	4月11日から 6月9日まで	第1回分
出納責任者氏名	塩崎 真琴					
収入	2,530,000円			支出	2,340,240円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	750,000	
尾崎 朱実	自営業	20,000		家 屋 費	160,000	
嶋崎 美帆	学生	20,000		選挙事務所費	160,000	
古川 久仁子	会社員	20,000		集会会場費	0	
荒木 由美	自営業	90,000		通 信 費	19,030	
山下 礼	自営業	40,000		交 通 費	0	
吉岡 剛	会社員	70,000		印 刷 費	522,840	
余語 令子	会社員	30,000		広 告 費	509,600	
岩室 由美子	自営業	30,000		文 具 費	0	
田原 一憲	会社役員	100,000		食 糧 費	63,770	
濱田 亀彦	会社役員	90,000		休 泊 費	0	
				雑 費	315,000	
その他の寄附	2件	20,000				
その他の収入		2,000,000				
今 回 計		2,530,000		今 回 計	2,340,240	
前 回 計		0		前 回 計	0	
総 計		2,530,000		総 計	2,340,240	
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成				286,000円	
	ビラの作成				120,160円	
	計				406,160円	
報告書受理年月日	令和4年6月13日				第1回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年5月29日執行熊本県議会議員熊本市第一選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,818,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西川 悦子	所属党派	日本共産党	期 間	5月16日から 6月8日まで	第1回分
出納責任者氏名	井芹 栄次					
収入	677,265円			支出	1,219,465円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人 件 費	360,000	
日本共産党熊本地区委員会	政党	317,265		家 屋 費	90,000	
松山 邦夫	政党職員	90,000		選挙事務所費	90,000	
山田 順子	無職	135,000		集会会場費	0	
井上 望	無職	135,000		通 信 費	0	
				交 通 費	0	
				印 刷 費	565,255	
				広 告 費	174,460	
				文 具 費	0	
				食 糧 費	29,750	
				休 泊 費	0	
その他の寄附	0件	0		雑 費	0	
その他の収入		0				
今 回 計		677,265		今 回 計	1,219,465	
前 回 計		0		前 回 計	0	
総 計		677,265		総 計	1,219,465	
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成				427,000円	
	ビラの作成				115,200円	
	計				542,200円	
報告書受理年月日	令和4年6月9日				第1回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年5月29日執行熊本県議会議員熊本市第一選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,818,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	濱田 大造	所属党派	無所属	期 間	5月11日から	第1回分
出納責任者氏名	濱田 晶子				6月9日まで	
収入	3,040,000円			支出	3,150,820円	
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	人 件 費	418,500	
濱田 晶子		会社役員	40,000	家 屋 費	40,000	
				選挙事務所費	40,000	
				集会会場費	0	
				通 信 費	3,732	
				通 信 費	12,340	
				印 刷 費	821,872	
				広 告 費	649,000	
				文 具 費	7,325	
				食 糧 費	116,469	
				休 雑 費	0	
その他の寄附 その他の収入	0件		3,000,000	今 回 計	1,081,582	
今 回 計	3,040,000			前 回 計	3,150,820	
前 回 計	0			前 回 計	0	
総 計	3,040,000			総 計	3,150,820	
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成				550,000円	
	ビラの作成				120,160円	
	計				670,160円	
報告書受理年月日	令和4年6月10日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年5月29日執行熊本県議会議員熊本市第一選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,818,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	濱田 大造	所属党派	無所属	期 間	6月10日から	第2回分
出納責任者氏名	濱田 晶子				7月1日まで	
収入	3,290,000円			支出	3,255,728円	
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	人 件 費	0	
				家 屋 費	0	
				選挙事務所費	0	
				集会会場費	0	
				通 信 費	46,868	
				通 信 費	0	
				印 刷 費	58,040	
				広 告 費	0	
				文 具 費	0	
				食 糧 費	0	
				休 雑 費	0	
その他の寄附 その他の収入	0件		250,000	今 回 計	104,908	
今 回 計	250,000			前 回 計	3,150,820	
前 回 計	3,040,000			前 回 計	3,150,820	
総 計	3,290,000			総 計	3,255,728	
報告書受理年月日	令和4年7月12日			第2回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年5月29日執行熊本県議会議員熊本市第一選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,818,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	堀 泰之	所属党派	無所属	期 間	4月4日から 6月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	宇野 憲司					
収入			4,080,000円	支出		3,751,747円
主たる寄附 （氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	人 件 費		874,363
岩松 一成		会社経営	20,000	家 屋 費		1,377,810
本田 勝蔵		会社経営	50,000	選挙事務所費		995,300
榎木 寛文		会社経営	50,000	集会会場費		382,510
松村 充晃		会社経営	50,000	通 信 費		12,258
松田 和彦		会社経営	100,000	交 通 費		0
甲斐 桂子		主婦	100,000	印 刷 費		346,000
伏貫 直美		会社経営	50,000	広 告 費		941,380
村上 尊由		会社経営	50,000	文 具 費		22,160
				食 糧 費		5,000
				休 泊 費		0
				雑 費		172,776
その他の寄附	12件		110,000			
その他の収入			3,500,000			
今 回 計			4,080,000	今 回 計		3,751,747
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			4,080,000	総 計		3,751,747
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成					198,000円
	計					198,000円
報告書受理年月日	令和4年6月13日					第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年5月29日執行熊本県議会議員熊本市第一選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

6,818,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	園田 和雄	所属党派	無所属	期 間	5月18日から 5月28日まで	第1回分
出納責任者氏名	園田 和雄					
収入			269,131円	支出		362,631円
主たる寄附 （氏名・団体名）		（職業）	（寄附額）	人 件 費		0
				家 屋 費		0
				選挙事務所費		0
				集会会場費		0
				通 信 費		0
				交 通 費		239,770
				印 刷 費		103,895
				広 告 費		0
				文 具 費		0
				食 糧 費		0
				休 泊 費		0
				雑 費		18,966
その他の寄附	0件					
その他の収入			269,131			
今 回 計			269,131	今 回 計		362,631
前 回 計			0	前 回 計		0
総 計			269,131	総 計		362,631
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成					93,500円
	計					93,500円
報告書受理年月日	令和4年6月2日					第1回報告分

熊本県労働委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程をここに公布する。
令和5年(2023年)3月24日

労働委員会告示第1号

熊本県労働委員会が保有する保有個人情報の開示等に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」という。)に基づき、熊本県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の保有する保有個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。
(開示請求書等)

第2条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。
2 法第77条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)
第3条 労働委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合には、法第78条第1項第1号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

(条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等)
第4条 条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第1項に規定する麻薬取締官及び同条第2項に規定する麻薬取締員
- (2) 漁業法(昭和24年法律第267号)第128条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であつて、同条第5項の規定により指名されたもの

(開示決定等に係る通知書)
第5条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(別記第3号様式)
- (2) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書(別記第4号様式)
- (3) 法第82条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(別記第5号様式)

(開示決定等期限の延長に係る通知書)
第6条 条例第5条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(開示決定等の特例に係る通知書)
第7条 条例第6条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(開示請求に係る事案の移送)
第8条 労働委員会は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をす

る他の行政機関の長等に対して、保有個人情報開示請求事案移送書(別記第8号様式)を交付するものとする。

2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第9条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第10号様式)により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第11号様式)により行うものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、別記第12号様式によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。

(開示の実施方法等)
第10条 法第87条第1項の規定による文書又は図画の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる方法にあつては、当該文書又は

図画の保存に支障を生ずるおそれなく、かつ、労働委員会が現に保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することとできる場合に限る。

- (1) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合には、次号に規定するもの)の閲覧
- (2) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列1番又はA列2番の用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)
- (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

- (4) 当該文書又は図画をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第1号イにおいて同じ。）に複写したものの交付
 - 2 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、労働委員会が現に保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録の開示を実施することができる場合に限る。
 - (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 次に掲げる方法
 - ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴
 - イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
 - (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法
 - ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として労働委員会が定める方法
 - 3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第14号様式）により行わなければならない。
（写しの交付等に要する費用等）
- 第11条 条例第7条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付又は実施機関が定める方法に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

区分		金額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの（白黒）	用紙1枚につき10円
	複写機により用紙に複写したもの（カラー）	用紙1枚につき30円
電磁的記録	用紙へ出力したもの（白黒）	用紙1枚につき10円
	用紙へ出力したもの（カラー）	用紙1枚につき30円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク1枚につき80円
	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク1枚につき100円
	その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として労働委員会が定める方法	当該開示の方法に要する実費の範囲内で労働委員会が定める額

備考

- 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 前項の規定により負担すべき費用は、現金で前納するものとする。
（訂正請求書等）
- 第12条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第15号様式によるものとする。
- 2 法第91条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。
（訂正決定等に係る通知書）
- 第13条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
 - (1) 法第93条第1項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（別記第16号様式）
 - (2) 法第93条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書（別記第17号様式）
- （訂正決定等の期限の延長に係る通知書）
- 第14条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記第18号様式）により行うものとする。
（訂正決定等の期限の特例に係る通知書）
- 第15条 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記第19号様式）により行うものとする。
（訂正請求に係る事案の移送）
- 第16条 労働委員会は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報訂正請求事案移送書（別記第20号様式）を交付するものとする。
- 2 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記第21号様式）により行うものとする。

- (保有個人情報の提供先への訂正実施通知書)
- 第17条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正実施通知書(別記第22号様式)によるものとする。
- (利用停止請求書等)
- 第18条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式によるものとする。
- 2 法第99条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。
- (利用停止決定等に係る通知書)
- 第19条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
- (1) 法第101条第1項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を
する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(別記第24号様式)
- (2) 法第101条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を
しない旨の決定 保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書(別記第25号様式)
- (利用停止決定等の期限の延長に係る通知書)
- 第20条 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(別記第26号様式)により行うものとする。
- (利用停止決定等の期限の特例に係る通知書)
- 第21条 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(別記第27号様式)により行うものとする。
- (熊本県情報公開・個人情報保護審議会への諮問に係る通知書)
- 第22条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書(別記第28号様式)により行うものとする。
- (第三者からの審査請求を棄却する場合における通知書)
- 第23条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項後段の規定による通知は、法第107条第1項第1号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書(別記第29号様式)、法第107条第1項第2号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書(別記第30号様式)により行うものとする。
- 附 則
- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 熊本県労働委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成13年3月30日地方労働委員会告示第2号)は、廃止する。

別記第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県労働委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

[Empty box for specifying personal information to be disclosed]

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

事務所における開示の実施を希望する。
 <実施の方法> 閲覧等
 写しの交付等 (用紙 CD-R DVD-R その他())

写しの送付を希望する。 (用紙 CD-R DVD-R その他())

備考:

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他()
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
 (ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者
 (ふりがな)
 (イ) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
 請求資格確認書類 委任状 その他()

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写しの送付）及び開示の実施日について、希望がありましたら記載（開示の実施日については備考欄に記載）してください。なお、実施の方法及び実施日は熊本県労働委員会の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

別記第2号様式(第2条、第12条、第18条関係)

補正通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

保有個人情報開示請求書

年 月 日付けで提出された保有個人情報訂正請求書 について、
保有個人情報利用停止請求書

下記のとおり不備がありましたので補正を求めます。

つきましては、 年 月 日までに補正してください。

記

補正を要する事項	
補正の方法	
添付書類	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第3号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知書

熊本県指令労委第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会 印

記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for item 1]

2 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for item 2]

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
・期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
・時間：
・場所：
(3) 写しの交付等に要する費用： 円
（内訳： ）
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、3（2）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来ら

れる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

- (2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書

別記第4号様式（第5条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

熊本県指令労委第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会 印

記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)

(根拠規定)

(理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県労働委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for disclosure purpose]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
・期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）
・時間：
・場所：
(3) 写しの交付等に要する費用： 円
(内訳：
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

別記第5号様式 (第5条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

熊本県指令労委第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおりその全部を開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会 印

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	(根拠規定) (理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県労働委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第6号様式(第6条関係)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号)第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第7号様式 (第7条関係)

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」といいます。）第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第6条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をすすめる期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第8号様式（第8条関係）

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備 考	

<本件連絡先>
 担当課等名：
 （担当者名）（内線： ）
 電 話：
 e-mail：

別記第9号様式（第8条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 第 月 号 日

様

熊本県労働委員会

印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当課等名： 所在地： 電話番号：
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第10号様式(第9条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第11号様式 (第9条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会

印

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第12号様式(第9条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

熊本県労働委員会 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連 絡 先	

(注)

1 「開示に関する御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

別記第13号様式（第9条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

あなた（貴団体）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令労委 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県労働委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第14号様式(第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

熊本県労働委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書(保有個人情報部分開示決定通知書)の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧等	① 全部 ② 一部
	(2) 写しの交付等	① 全部 ② 一部

3 写しの交付等に要する費用

種別	金額
<input type="checkbox"/> 用紙(枚) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他()	円

※ 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とします。

4 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

5 「写しの送付」の希望の有無 (有 : 同封する郵便切手等の額 円)
無)

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第15号様式(第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県労働委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(注)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めらるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。

別記第16号様式（第13条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

熊本県指令労委第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会 印

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県労働委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第17号様式(第13条関係)

保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書

熊本県指令労委第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会 印

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県労働委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第18号様式(第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第19号様式(第15条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第20号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備 考	

<本件連絡先>
 担当課等名:
 (担当者名) (内線:)
 電 話:
 e-mail:

別記第21号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当課等名： 所在地： 電話番号：
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第22号様式(第17条関係)

提供している保有個人情報の訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
担当課等名:
(担当者名) (内線:)
電 話:
e-mail:

別記第23号様式(第18条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県労働委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ 市 ()

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付：年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行ななければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り)を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限り)を提出してください。

別記第24号様式(第19条関係)

保有個人情報利用停止決定通知書

熊本県指令労委第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報
情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第1項の規定により、
下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会 印

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
利用停止年月日	年 月 日
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県労働委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第25号様式（第19条関係）

保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書

熊本県指令労委第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県労働委員会 印

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県労働委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第26号様式(第20条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第27号様式 (第21条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第28号様式(第22条関係)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

(注) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・文書番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。

別記第29号様式(第23条関係)

法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けで審査請求のありました開示決定に係る保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令労委第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第30号様式（第23条関係）

法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県労働委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました保有個人情報について、下記のとおりその（全部・一部）を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令労委第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県労働委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県労働委員会会長を被告として提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

熊本県労働委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5(2023年)年3月24日

熊本県労働委員会会長 渡辺 絵美

労働委員会規則第1号

熊本県労働委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部を改正する規則(熊本県労働委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
熊本県労働委員会が保有する行政文書の管理に関する規則(平成24年熊本県労働委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項第5号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第14条」を「個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条」に、「第23条」を「第90条」に、「同条例第19条第1項」を「同法第82条第1項」に、「第25条第1項」を「第93条第1項若しくは第2項」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県労働委員会会長 渡辺 絵美

労働委員会訓令第1号

熊本県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県労働委員会事務局処務規程(昭和48年11月17日/訓令第72号/地方労働委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。
第7条第5号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条(同条例第32条の4第3項において準用する場合を含む。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に改め、「規定による」の次に「保有」を加え、同条第6号中「熊本県個人情報保護条例第25条(同条例第32条の5第3項において準用する場合を含む。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条」に改め、「規定による」の次に「保有」を加え、同条第7号中「熊本県個人情報保護条例第25条の7(同条例第32条の6第3項において準用する場合を含む。)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条」に改め、「規定による」の次に「保有」を加える。

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県教育長 白石 伸一

熊本県教育委員会規則第3号

指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則(平成15年熊本県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「、栄養教諭」を「及び栄養教諭」に改め、「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。)を除く。)」を削り、「及び講師」を「並びに講師」に改め、「再任用職員及び」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者は、この規則による改正後の指導が不適切な教諭等の取扱いに関する規則第2条第1項に規定する教諭等を含めないものとする。

熊本県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年(2023年)3月24日

熊本県選挙管理委員会委員長 松永 榮治

Table with 4 columns: 市町村名, 施設の名称, 所在地, 指定年月日. Row 1: 御船町, 七滝社会教育, 上益城郡御船町大字, 令和5年(2023年)3月1日

	センター体育館	七滝2555-2	
御船町	水越社会教育 センター体育館	上益城郡御船町大字 水越2449番地	令和5年(2023年)3月1日
御船町	田代東部社会教育 センター体育館	上益城郡御船町大字 田代4984番地	令和5年(2023年)3月1日

熊本県公営企業管理規程第6号

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和5年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程
熊本県企業局事業用電気工作物保安規程(昭和62年3月31日公営企業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「別表第1」の次に「、別表第1の2及び別表第1の3」を加える。
第5条第2項中

「

種別	事業所又は設備	職
統括電気 主任技術者	工務課及び発電総合管理所 (市房、緑川、笠振)	係長級以上の職
	工務課及び発電総合管理所 (菊鹿、発電総合管理所)	係長級以上の職
電気 主任技術者	都呂々ダム管理事務所	係長級以上の職
ダム水路 主任技術者	水力発電所(高さ15メートル以上の ダム又は圧力392千帕以上の 導水路、カマダクもしくは放水 路を有するもの)	係長級以上の職

」

を

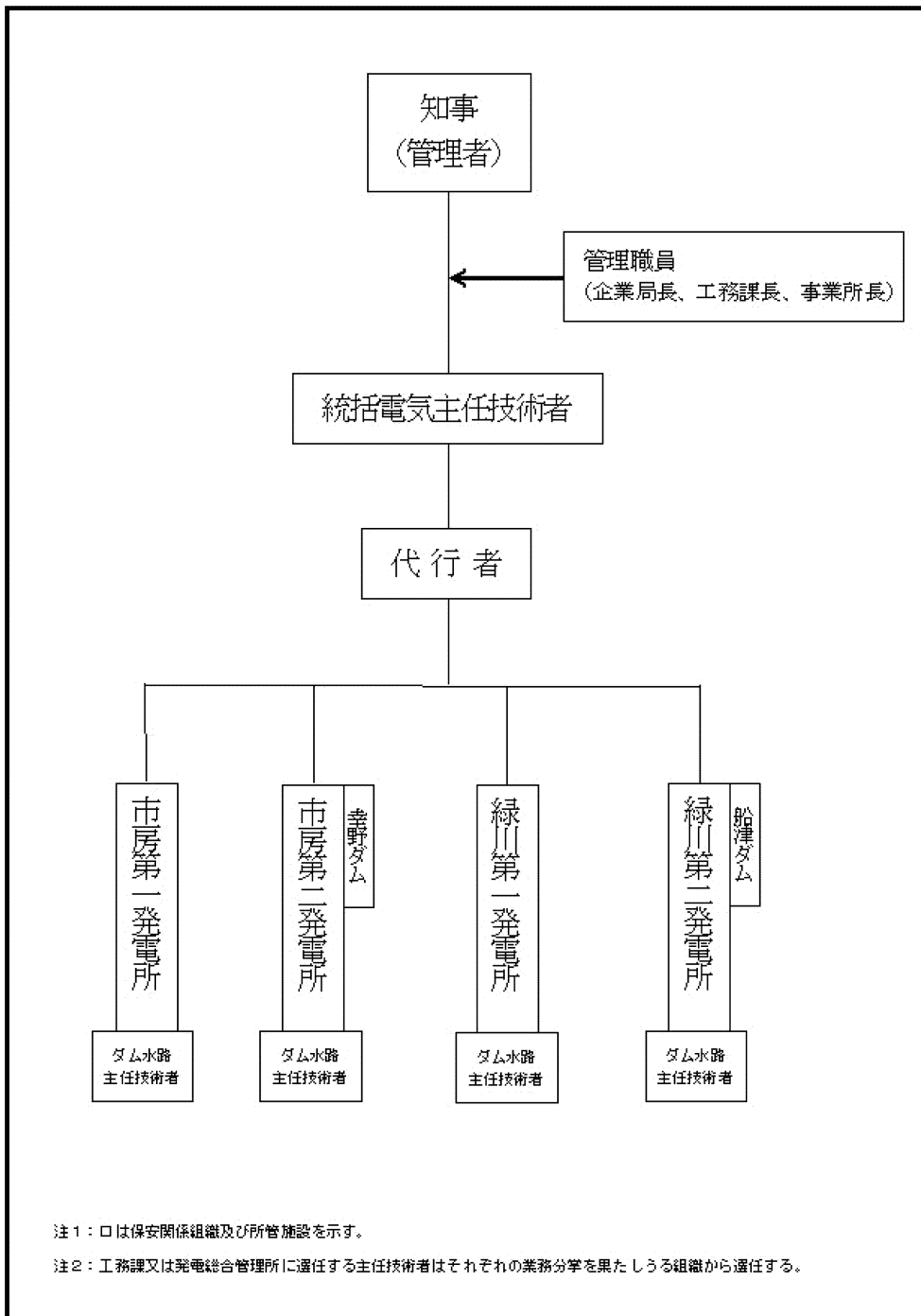
「

種別	事業所又は設備	職
統括電気	工務課及び発電総合管理所 (市房第一、第二、 緑川第一、第二)	係長級以上の職
主任技術者	工務課及び発電総合管理所 (笠振、菊鹿、緑川第三、 発電総合管理所)	係長級以上の職
電気 主任技術者	都呂々ダム管理事務所	係長級以上の職
ダム水路 主任技術者	水力発電所(高さ15メートル以上の ダム又は圧力392キロパスカ以上の 導水路、サージタンクもしくは放水 路を有するもの)	係長級以上の職

」

に改める。
別表第1を次のように改める。

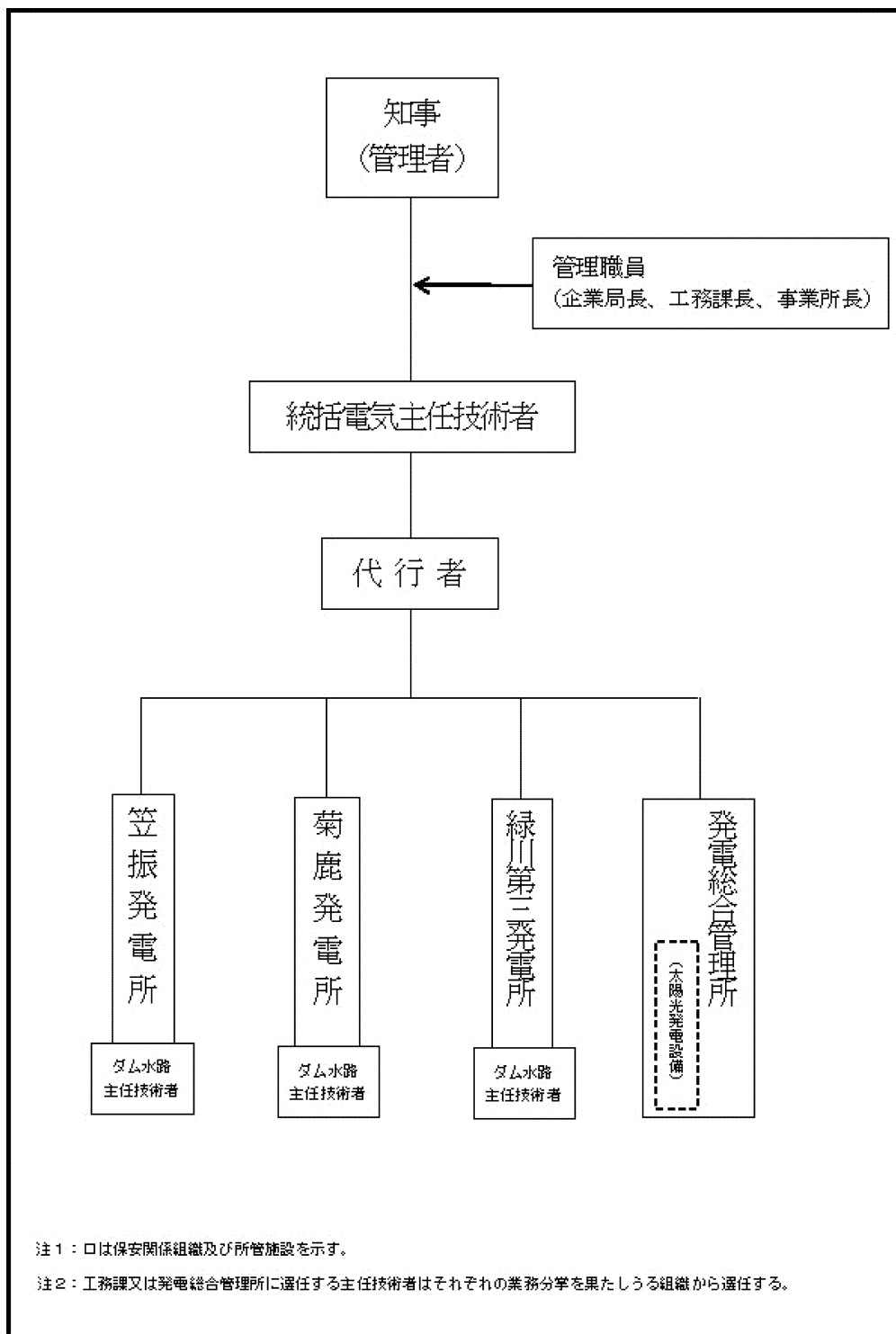
別表第1(第4条関係) 保安に関する組織及び業務分掌
(工務課及び発電総合管理所(市房1・2、緑川1・2))



別表第1の次に次の2表を加える。

別表第1の2(第4条関係) 保安に関する組織及び業務分掌

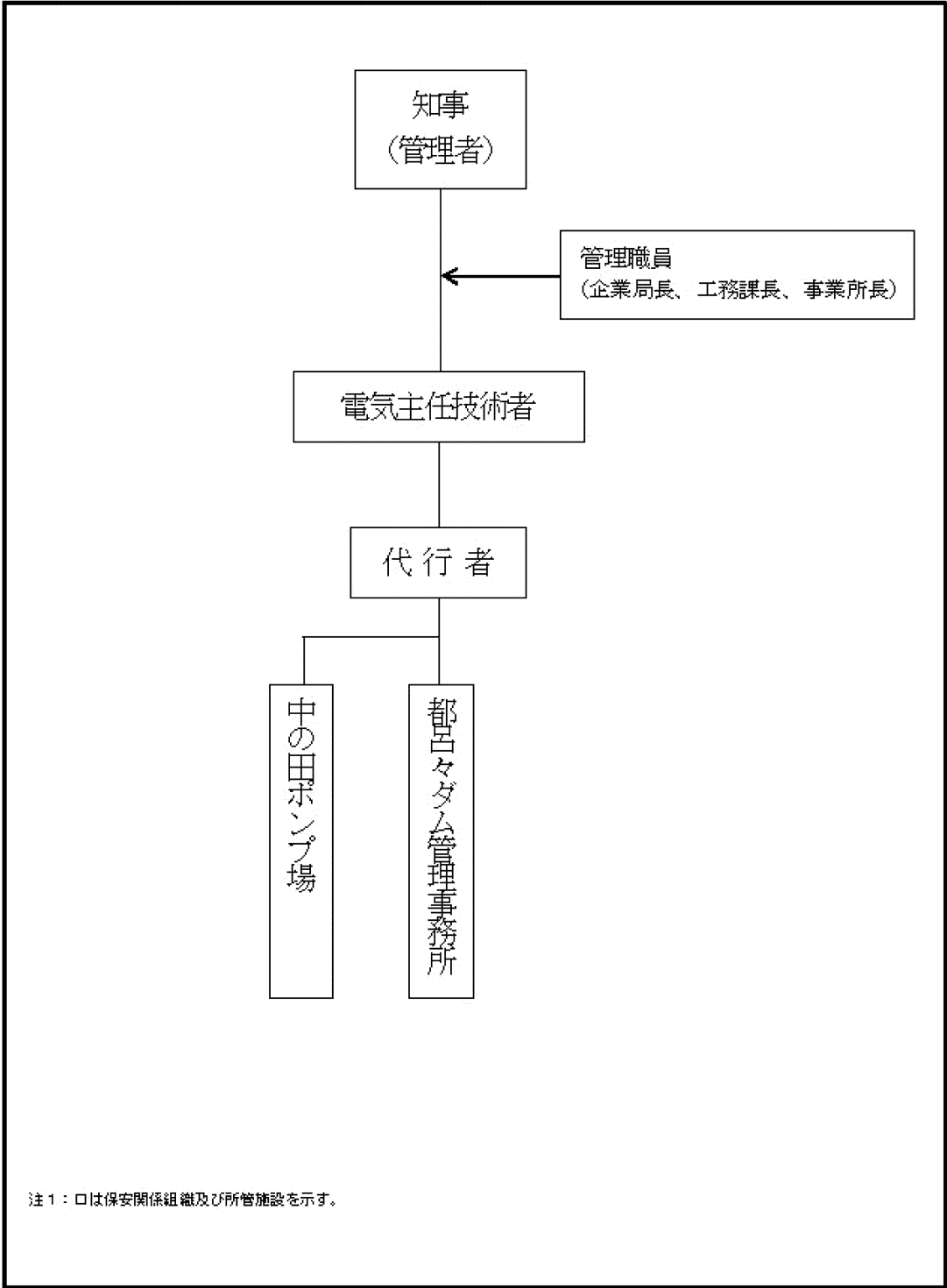
(工務課及び発電総合管理所(笠振、菊鹿、緑川3、発電総合管理所))



注1: □は保安関係組織及び所管施設を示す。

注2: 工務課又は発電総合管理所に選任する主任技術者はそれぞれの業務分掌を果たしうる組織から選任する。

「
別表第1の3(第4条関係) 保安に関する組織及び業務分掌
(都呂々ダム管理事務所)



注1：□は保安関係組織及び所管施設を示す。

附 則
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年(2023年)3月24日

熊本県教育長 白石 伸 一

熊本県立教育センター規則等の一部を改正する規則
 (熊本県立教育センター規則の一部改正)

第1条 熊本県立教育センター規則(昭和46年熊本県教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第7条第8号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

(熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本県立装飾古墳館条例施行規則(平成3年熊本県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第9号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

(熊本県立青少年の家条例施行規則の一部改正)

第3条 熊本県立青少年の家条例施行規則(平成10年熊本県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第9号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報」を「保有個人情報の」に改める。

(熊本県立美術館条例施行規則の一部改正)

第4条 熊本県立美術館条例施行規則(平成22年熊本県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第11号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第19条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条」に、「個人情報の」を「保有個人情報の」に改める。

(熊本県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則の一部改正)

第5条 熊本県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則(平成24年熊本県教育委員会規則第8号)を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)第14条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条」に、「第23条」を「第90条」に、「同条例第19条第1項」を「同法第82条第1項」に、「第25条第1項」を「第93条第1項若しくは第2項」に改める。

附 則
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則をここに公布する。
 令和5年(2023年)3月24日

熊本県教育長 白石 伸 一

熊本県教育委員会規則第4号

熊本県教育委員会の保有する保有個人情報の開示等に関する規則
 (趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)、及び熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県教育委員会規則第44号。以下「条例」という。)に基づき、熊本県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の保有する保有個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書等)

第2条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。

第2条 法第77条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)

第3条 教育委員会は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合には、法第78条第1項第1号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

(開示決定等に係る通知書)

第4条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(別記第3号様式)

(2) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書(別記第4号様式)

(3) 法第82条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(別記第5号様式)

(開示決定等の期限の延長に係る通知書)

第5条 条例第5条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(開示決定等の期限の特例に係る通知書)

第6条 条例第6条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

（開示請求に係る事案の移送）

第7条 教育委員会は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報開示請求事案移送書（別記第8号様式）を交付するものとする。

2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書（別記第10号様式）により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書（別記第11号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、別記第12号様式によるものとする。

4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

（開示の実施方法等）

第9条 法第87条第1項の規定による文書又は図画の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とす。ただし、第2号から第4号までに掲げる方法にあつては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずおそれなく、かつ、教育委員会が現に保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。次項において同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

(1) 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合には、次号に規定するもの）の閲覧

(2) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難い場合に於ては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列1番又はA列2番の用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）

(3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

(4) 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第1号イにおいて同じ。）に複写したものの交付

2 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、教育委員会が現に保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録の開示を実施することができる場合に限る。

(1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴

イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として教育委員会が定める方法

3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記第14号様式）により行わなければならない。

（写しの交付等に要する費用等）

第10条 条例第7条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付又は実施機関が定める方法に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

	区分	金額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの（白黒）	用紙1枚につき10円
	複写機により用紙に複写したもの（カラー）	用紙1枚につき30円
電磁的記録	用紙へ出力したもの（白黒）	用紙1枚につき10円
	用紙へ出力したもの（カラー）	用紙1枚につき30円
	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク1枚につき80円
	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク1枚につき100円
	その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切	当該開示の方法に要す

	な方法として教育委員会が定める方法
	る実費の範囲内で教育委員会が定める額

備考

- 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 前項の規定により負担すべき費用は、現金で前納するものとする。
(訂正請求書等)
 - 第11条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第15号様式によるものとする。
 - 2 法第91条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。
(訂正決定等に係る通知書)
 - 第12条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
 - (1) 法第93条第1項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定保有個人情報訂正決定通知書(別記第16号様式)
 - (2) 法第93条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定保有個人情報訂正決定通知書(別記第17号様式)
 - (訂正決定等の期限の延長に係る通知書)
 - 第13条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別記第18号様式)により行うものとする。
(訂正決定等の期限の特例に係る通知書)
 - 第14条 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別記第19号様式)により行うものとする。
(訂正請求に係る事案の移送)
 - 第15条 教育委員会は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報訂正請求事案移送書(別記第20号様式)を交付するものとする。
(保有個人情報の提供先への訂正実施通知書)
 - 第16条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正実施通知書(別記第22号様式)によるものとする。
(利用停止請求書等)
 - 第17条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式によるものとする。
 - 2 法第99条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。
(利用停止決定等に係る通知書)
 - 第18条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
 - (1) 法第101条第1項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定保有個人情報利用停止決定通知書(別記第24号様式)
 - (2) 法第101条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書(別記第25号様式)
 - (利用停止決定等の期限の延長に係る通知書)
 - 第19条 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(別記第26号様式)により行うものとする。
(利用停止決定等の期限の特例に係る通知書)
 - 第20条 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(別記第27号様式)により行うものとする。
(熊本県情報公開・個人情報保護審議会への諮問に係る通知書)
 - 第21条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書(別記第28号様式)により行うものとする。
(第三者からの審査請求を棄却する場合における通知書)
 - 第22条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項後段の規定による通知は、法第107条第1項第1号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書(別記第29号様式)、法第107条第1項第2号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書(別記第30号様式)により行うものとする。
- 附 則
- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
 - 2 熊本県教育委員会が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成13年熊本県教育委員会規則第24号)は、廃止する。

別記第1号様式(第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ Tel () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

[Empty box for specifying personal information to be disclosed]

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> 閲覧等
 写しの交付等 (用紙 CD-R DVD-R その他())

写しの送付を希望する。(用紙 CD-R DVD-R その他())

備考:

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他()
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア) 本人の状況 未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
 任意代理人委任者

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他()

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 委任状 その他()

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名(旧姓も可)及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人(以下「代理人」といいます。)による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法(事務所における開示の実施の方法又は写しの送付)及び開示の実施日について、希望がありましたら記載(開示の実施日については備考欄に記載)してください。なお、実施の方法及び実施日は教育委員会の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード(個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

別記第2号様式(第2条、第11条、第17条関係)

補正通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

保有個人情報開示請求書

年 月 日付けで提出された保有個人情報訂正請求書 について、

保有個人情報利用停止請求書

下記のとおり不備がありましたので補正を求めます。

つきましては、年 月 日までに補正してください。

記

補正を要する事項	
補正の方法	
添付書類	
備 考	

<本件連絡先>

担当課等名:

電 話:

別記第3号様式 (第4条関係)

保有個人情報開示決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for purpose of disclosure]

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
・期間： 月 日から 月 日まで()を除く。
・時間：
・場所：
(3) 写しの交付等に要する費用： 円
(内訳：)
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られ

る際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

- (2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書

別記第4号様式 (第4条関係)

保有個人情報部分開示決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定により、下記のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)

(根拠規定)

(理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for purpose of disclosure]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等:
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
・期間: 月 日から 月 日まで(を除く。)
・時間:
・場所:
(3) 写しの交付等に要する費用: 円
(内訳:)
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込額)

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

別記第5号様式(第4条関係)

保有個人情報不開示決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、下記のとおりその全部を開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	(根拠規定) (理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第6号様式 (第5条関係)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号）第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第7号様式 (第6条関係)

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」といいます。）第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第6条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第8号様式 (第7条関係)

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
(担当者名) (内線:)
電 話:
e-mail:

別記第9号様式 (第7条関係)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当課等名： 所在地： 電話番号：
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第10号様式(第8条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第11号様式(第8条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

あなた(貴団体)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第12号様式（第8条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

(注)

1 「開示に関する御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

別記第13号様式（第8条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

あなた（貴団体）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項後段の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県教育委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第14号様式 (第9条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書(保有個人情報部分開示決定通知書)の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧等	① 全部 ② 一部
	(2) 写しの交付等	① 全部 ② 一部

3 写しの交付等に要する費用

種別	金額
<input type="checkbox"/> 用紙(枚) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他()	円

※ 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とします。

4 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

- 5 「写しの送付」の希望の有無 { 有 : 同封する郵便切手等の額 円 }
無

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第15号様式 (第11条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めらるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

別記第16号様式(第12条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

担当課等名:

電 話:

別記第17号様式(第12条関係)

保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

担当課等名:

電 話:

別記第18号様式(第13条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第19号様式(第14条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第20号様式(第15条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送書

年 第 月 号 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備 考	

<本件連絡先>
 担当課等名:
 (担当者名) (内線:)
 電 話:
 e-mail:

別記第21号様式(第15条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当課等名： 所在地： 電話番号：
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第22号様式(第16条関係)

提供している保有個人情報の訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
担当課等名:
(担当者名) (内線:)
電 話:
e-mail:

別記第23号様式(第17条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停

止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。

別記第24号様式（第18条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
利用停止年月日	年 月 日
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第25号様式(第18条関係)

保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書

熊本県教育委員会指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県教育委員会 印

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

担当課等名:
電 話:

別記第26号様式(第19条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第27号様式(第20条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第28号様式(第21条関係)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定等 [訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

(注) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・文書番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。

別記第29号様式(第22条関係)

法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで審査請求のありました開示決定に係る保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県教育委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第30号様式(第22条関係)

法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県教育委員会 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県教育委員会指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県教育委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>

担当課等名:

電 話:

熊本県教育委員会告示第8号

平成23年(2011年)2月8日熊本県教育委員会告示第1号(口頭による開示請求をすることができる個人情報)は、令和5年(2023年)3月31日をもって廃止する。
令和5年(2023年)3月24日

熊本県教育長 白石 伸 一